

平成27年 10月28日 (水)

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>皆さんこんにちは。定刻になりましたので 平成27年 第10回 国東市農業委員会総会を始めたいと思 います。</p> <p>資料確認 確認終了 出席確認 7番 古田委員、17番 瀧口委員、27番 黒 木 委員、31番 工藤委員、32番 平塚委員、37番 高橋委 員が、欠席です。 委員総数36名中30名の出席であり、農業 委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会は、成 立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の 議長をお願いします。</p>
議 長	<p>(議長あいさつ)</p> <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。24番 段題委 員、25番 野地委員を指名しますので、よろしくをお願いします。 それでは、さっそく、議案第49号 農地法第3条の規定による 許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>申請番号30号 土地の所在は、 番他 田と同地同字 畑、番地 田 と同地字 番地 田と同地字 田、畑、番地 田と同地字 の11筆 面積は、合計 m² です。 渡人は、 受入 は、さん 歳です。 渡 人が、市外在住で高齢の為、管理できなくなり、受人においては、 経営規模を拡大したいとのことで、話がまとまり売買による所有 権移転するものです。</p> <p>次に、申請番号31号 土地の所在は、 番地 畑 m² 渡人は、 歳、受人は、 渡人は、高齢の為管理できず、受人は、規模拡大するということ</p>

	<p>で売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号32号 所在地は、[REDACTED] 地 地目は、田 [REDACTED] m²です。 渡人は、[REDACTED] さん [REDACTED] 歳、受人は、[REDACTED] 歳です。渡人は、管理できず、受人は、規模拡大するということで贈与による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号33号 所在地は、[REDACTED]、同地字 [REDACTED] 番地、同地字 [REDACTED] 番地、同地字 [REDACTED] 番地 4筆とも田で、合計面積 [REDACTED] m²です。渡人は、[REDACTED] 歳、受人は、[REDACTED] 歳です。 渡人が、高齢の為管理できなくなり、受人においては、世帯員と共に耕作する農地を拡大したための贈与による所有権移転するものです。</p> <p>次に、申請番号34号 所在地は、[REDACTED] 番地 地目は、[REDACTED] m²です。 渡人は、[REDACTED] 歳、受人は、[REDACTED] 歳です。 渡人と受人は、数十年前より土地交換の対象として約束しており、農地を譲渡するものです。</p>
議 長	<p>それでは、担当農業委員からの説明をお願いします。</p> <p>10番 丸小野委員よろしくをお願いします。</p>
10丸小野委員	<p>申請番号30号については、私の担当地区ですので、私から補足説明申し上げます。 事務局から説明のあったとおりであり、[REDACTED] さんが、耕作していたということもあり問題ないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号30号について、事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>

議 長	次に、申請番号31号について、8番 麻生委員説明をよろしくお願いします。
8番 麻生委員	事務局から説明のあったとおりであり、 ■■■■ さんが、規模拡大して耕作していたということで問題ないと思います。
議 長	<p>それでは、申請番号32号について、事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>それでは賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	次に、申請番号32号について、21番 松井委員説明をよろしくお願いします。
21番松井委員	事務局から説明のあったとおりであり、 ■■■■ さんが、規模拡大して耕作していたということで問題ないと思います。
議 長	<p>それでは、申請番号32号について、事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>それでは賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	次に、申請番号33号について、26番 佐野委員説明をよろしくお願いします。
26番佐野委員	事務局から説明のあったとおりであり、 ■■■■ さんが、世帯委員とともに耕作していたということで問題ないと思います。
議 長	それでは、申請番号33号について、事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、質問等ありませんか。

	<p>(質問・意見等なし)</p> <p>それでは賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>最後に、申請番号34号については、32番 平塚委員が、本日欠席ですので事務局の説明どおりとすることによりお願いします。</p> <p>それでは、申請番号34号について、質問等ありませんか。</p>
	<p>(質問・意見等なし)</p> <p>それでは賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>それでは、議案第49号は、全て承認されました。</p>
議 長	<p>それでは、議案第50号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。</p> <p>利用権設定で内訳は、田が、2筆 2, 665㎡です。設定内容別、地区別、個別については、ご覧いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第50号農用地利用集積計画について提案がなされましたが、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p>

	<p>(挙手多数)</p> <p>議案第議案第50号は、承認されました。</p> <p>議 長 それでは、議案第51号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明願います</p> <p>事務局 安岐町下 申請番号34号 所在地は、[REDACTED]番地 田 [REDACTED] m² 申請人は、[REDACTED]です。昭和47年の [REDACTED]に伴い農地への進入路として使用するため、コンクリート舗装及び砂利敷きを行っており、農地としての使用は困難です。なおこの土地は、第3種農地です。</p> <p>議 長 地元委員の4番 小野委員の補足説明をお願いします。</p> <p>4番小野委委員 現地は、コンクリート舗装及び砂利敷きを行っており、農地としての使用は困難と思われます。</p> <p>議 長 それでは、申請番号34号について、質問等ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見等なし)</p> <p>それでは賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全 員 挙 手)</p> <p>それでは、議案第51号は、承認されました 本日上程された 議案第49号から51号までは承認されました。</p> <p style="text-align: center;">本日の議事は、これですべて終了します。</p>
--	--